大阪府立上方演芸資料館寄贈資料収集規程

（目的）

第１条　この規程は、大阪府立上方演芸資料館（以下「資料館」という。）が収集する資料の寄贈に係る手続等に関し、必要な事項を定める。

（収集する資料）

第２条　資料館が収集する資料の分野は、次のとおりとする。

　一　上方を中心とする地域の演芸に関する内容を理解するもの

二　上方を中心とする地域の演芸に関する研究史を理解するもの

三　上方を中心とする地域の演芸の発展に寄与するもの

２　演芸とは、落語、漫才（萬歳）、講談、浪曲（うかれ節）、喜劇（俄）、奇術及びその他寄席芸等をいう。

３　資料館が収集する資料の基準は、次のとおりとする。

一　専門的及び技術的な調査研究を行う上で大いに活用が期待できるもの

二　演芸を志す者が知識及び理解を深める上で大いに活用が期待できるもの

三　前２号に掲げるものの理解を高める上で参考となるもの

４　資料館が収集する資料は、原則として、資料の寄贈を申し込もうとする者（以下「申込者」という。）が当該資料に関して有する全ての権利を譲渡できるものに限る。

（寄贈の申込み）

第３条　申込者は、資料寄贈申込書（様式１）に必要事項を記入し、資料館に提出するものとする。

（資料の調査）

第４条　資料館は、前条の規定による資料の寄贈の申込みがあった場合、第２条に定める基準等を満たしているかの調査を行うものとする。

２　前項の調査に当たっては、原則として、現地確認、画像による確認及びその他方法により、資料を確認するものとする。

３　前項の方法による資料の確認が困難であり、資料の現物の確認が必要である場合に限り、申込者に対して資料預かり証（様式２）を交付し、資料の現物を確認するものとする。

（寄贈の適否の決定）

第５条　資料館館長は、前条の規定による調査の結果のほか、資料の重複や形状等を踏まえ、必要に応じ、大阪府立上方演芸資料館運営懇話会資料整理・活用部会の意見を聴いた上で、寄贈の適否を決定し、寄贈を受け入れる場合は寄贈受入決定通知書（様式３－１）により、寄贈を受け入れない場合は寄贈受入不決定通知書（様式３－２）により申込者に通知するものとする。

２　前項の規定により寄贈の受入れの通知を受けた申込者（以下「寄贈者」という。）は、資料館に資料の引渡しを行うものとする。

３　資料館館長は、前項の規定により引渡しを受けた資料を確認した後、寄贈者に対して、資料受領証（様式４）を交付するものとする。

４　前条第３項の規定により資料を預かった場合において、寄贈を受け入れるときは、資料の返却を行うことなく手続を進めるものとし、寄贈を受け入れないときは、資料預かり証と引換えに、速やかに申込者に当該資料を返却するものとする。

（その他）

第６条　この規程に定めるもののほか、資料の収集に関し必要な事項は、資料館館長が定める。

附則

この規定は、平成27年９月１日から施行する。

附則

この規定は、令和２年３月１日から施行する。

附則

この規定は、令和３年６月１日から施行する。